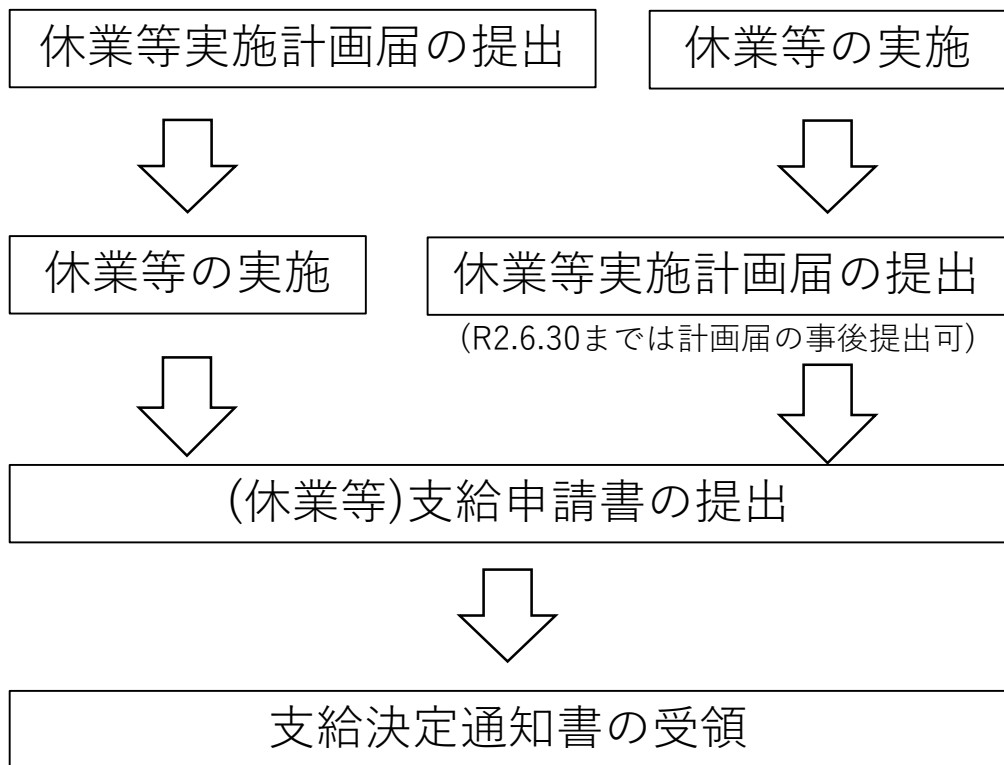


川本町新型コロナウイルス感染症対策雇用継続支援補助金交付申請の流れ

国

雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金



島根労働局 雇用調整助成金問い合わせ先

- ・ハローワーク浜田川本出張所（電話：72-0385）
- ・助成金相談センター（電話：0852-20-7029）

【交付対象者】

- ・町内に事業所等を有する法人又は町内に住所を有する個人事業主。ただし、町外に本社を有する大企業除く。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業又は緊急雇用安定助成金の支給決定を受けた者

【助成金の対象となる休業等の期間】

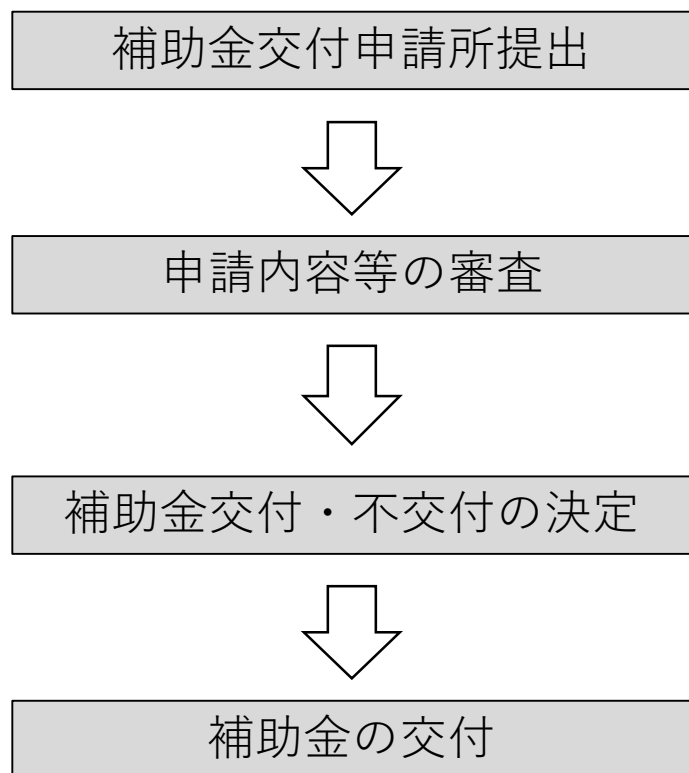
- ・休業等の初日が令和2年1月24日から令和2年7月23日までの場合



雇用調整助成金の支給決定通知受領後1ヶ月以内に申請

町

川本町新型コロナウイルス感染症対策雇用継続支援補助金



<休業の場合> ○:町の様式 ◆:国の様式 △:任意様式

【交付申請書類】

○補助金交付申請書

【添付書類】（国に提出した書類の写し）

◆雇用調整助成金（休業等）支給申請書

◆雇用調整助成金 助成額算定書

◆雇用調整助成金 支給決定通知書

△社会保険料一覧表（補助対象期間における事業主負担額がわかる書類）

（雇用保険被保険者でない労働者が含まれる場合）

◆緊急雇用安定助成金 支給申請書

◆緊急雇用安定助成金 助成額算定書

◆緊急雇用安定助成金 支給決定通知書

（町外事業所を含めて申請した場合）

◆雇用調整助成金 休業・教育訓練実績一覧表

◆緊急雇用安定助成金 休業計画・実績一覧表

△労働者名簿(労働基準法第107条に基づき事業所

ごとに調製されたもの)のうち、町内事業所分 など

問い合わせ先

川本町役場産業振興課（電話：72-0636）